

三田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】 三田市議会の議員定数を現行の24名から22名にするため三田市議会議員定数条例（昭和34年三田市条例第7号、以下「定数条例」という。）を改正しようとする。また、これに伴い三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号、以下「委員会条例」という。）中、生活文教常任委員会及び都市環境常任委員会の定数を現行の8名から7名に改正しようとするもの。

【改正背景】 低迷する経済情勢の中、市税収入の伸び悩みに加え、三田市特有の人口構造をはじめとする厳しい行財政環境が続いている。三田市は、今後も引き続き、市民の安全・安心、福祉・保健・医療など安定した市民サービスを提供するため、持続可能な柔軟性のある財政体質を構築するとして、新行政改革プランを推進中である。三田市議会としても、行財政改革の一環として議員定数を2名削減することで、将来にわたる歳出の抑制に努めようとする。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項、同条第4項、同法第109条第1項

【改正内容】 ○定数条例本則中

（改正前） 議員定数 24人

（改正後） 議員定数 22人

○委員会条例第2条中

（改正前） 生活文教常任委員会 8人

都市環境常任委員会 8人

（改正後） 生活文教常任委員会 7人

都市環境常任委員会 7人

※企画総務常任委員会の定数は8人のまま改正しない。

【施行期日】 公布の日

【適用日】 条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から。

【提案日】 第310回定例会本会議（第2日）